

## 投資情報

# 広東、天津、福建自由貿易試験区の概要

2013年7月3日に中国(上海)自由貿易試験区(以下、“上海自貿区”と表記)の創設が正式に打ち出され、行政・投資管理・貿易管理・金融の各分野における改革が実行されてきました。約2年の試行期間を経て、今年4月に入り、広東省・天津市・福建省における自由貿易試験区(以下、それぞれ“広東自貿区”“天津自貿区”“福建自貿区”“自貿区”と表記)が正式に発足、これにより自貿区は中国全土の4か所に拡大し、上海自貿区モデルは、広東、天津、福建それぞれの地域的特性を反映した形で拡大されています。

本稿では、今般新しく稼働を始めた広東、天津、福建の3つの自貿区の取り組みを説明します。

【広東・天津・福建自貿区の正式発足に関連して4月8日に公布された主な通知等】

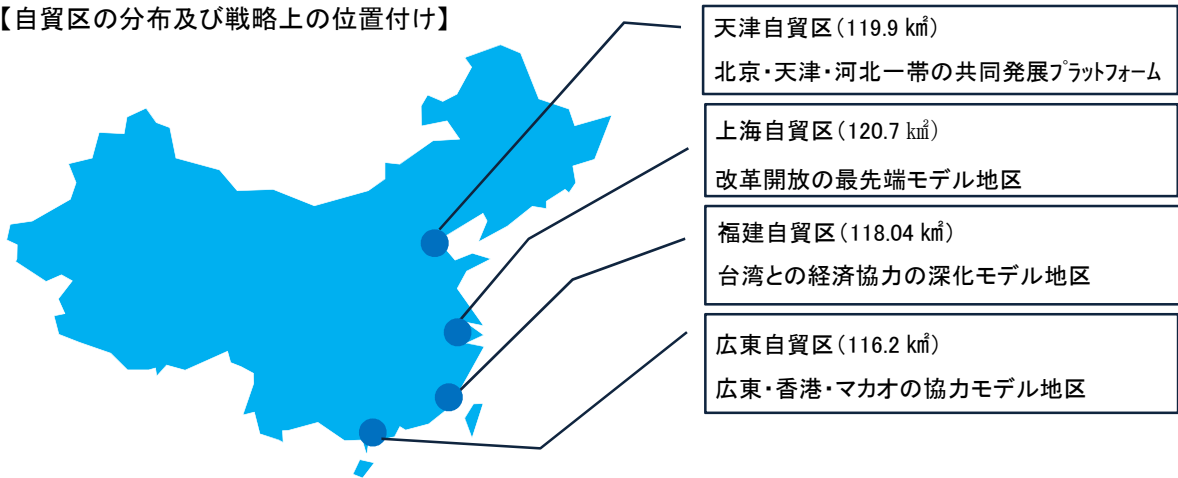
| 名称                       |                 | 公布機関 | 趣旨  |
|--------------------------|-----------------|------|---|
| 広東自貿区全体方案                | 国発[2015]18号     | 国務院  | 広東自貿区の基本方針                                    |
| 天津自貿区全体方案                | 国発[2015]19号     | 国務院  | 天津自貿区の基本方針                                    |
| 福建自貿区全体方案                | 国発[2015]19号     | 国務院  | 福建自貿区の基本方針                                    |
| 上海自貿区の改革開放案の更なる深化に関する通知  | 国発[2015]21号     | 国務院  | 上海自貿区の今後の発展の方向性を明確化                           |
| 自貿区外商投資参入特別管理措置の公布に関する通知 | 国発[2015]23号     | 国務院  | 4つの自貿区に共通して適用されるネガティブリストを制定                   |
| 自貿区外商投資届出管理弁法(試行)        | 商務部公告 2015年第12号 | 商務部  | 自貿区におけるネガティブリスト外の外商投資、企業の設立、変更等に際する届出、登記手続を規定 |

### 1. 地理的特徴が反映された全体方案

上海自貿区創設時同様、3つの新しい自貿区の基本計画として、全体方案が制定されています。上海自貿区と共通する政策としては、外商投資管理モデルの改革、行政手続きのワンストップサービスの構築、企業信用情報公示システムの完備、金融領域の対外開放の推進、通関システムの刷新等が挙げられます。

注目すべき点は、各自貿区にその地域的特性を加味した異なる戦略的目標を設定し、これに対応する計画を定めている点です。外商投資管理や行政サービスには概ね上海自貿区と共通した政策が規定された一方で、対外開放業種の設定や特定の地域・貿易形態に関し個別の政策が設けられています。例えば、広東自貿区では加工貿易の転換・高度化や香港・マカオとの連携を意識した政策が、天津自貿区では華北地域の物流の中心地としての役割を強化する政策が、福建自貿区では台湾資本の銀行に対する規制緩和等の台湾との連携を意識した政策が多く盛り込まれました。

【自貿区の分布及び戦略上の位置付け】



【各自貿区に導入された特徴的な政策の例示】

| 政策  | 広東自貿区  | 天津自貿区  | 福建自貿区   |
|-----|--|--|---|
| 政策例 | <p>香港、マカオとの連携強化に関する政策が特徴的。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 香港、マカオに対するサービス業(金融サービス業、国際海上輸送、科学技術サービス、旅行業等)の開放</li> <li>- 香港、マカオとの連携を基礎とした、中国国内企業・個人の海外進出「走出去」のための窓口の建設 等</li> </ul> | <p>他の地域へ複製可能なハイレベル自由貿易区の実現を意図した政策が特徴的。3つの地区別に重点分野を設定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- <u>天津港</u>: 水上輸送、国際貿易、ファイナンス・リース等</li> <li>- <u>天津空港</u>: 航空宇宙、ハイエンド製造業と研究設計、航空輸送等</li> <li>- <u>濱海新区中心商務</u>: 金融等</li> </ul> | <p>台湾との投資、貿易の自由化に政策が特徴的。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 台湾に対するサービス業(電信・運輸サービス、商業サービス、建設業サービス等)の開放</li> <li>- 台湾の銀行による自貿区内企業またはプロジェクトに対するオフショア人民元の貸付を支持 等</li> </ul> |

2. ネガティブリスト管理方式

新しい自貿区では、上海自貿区同様、外商投資参入特別管理措置(以下、“ネガティブリスト”と表記)による外資管理方式が採用されています。2015年4月8日に国務院により新しいネガティブリストが公表され、5月8日より上海自貿区を含む、広東、天津、福建すべての自貿区に適用されています。自貿区におけるネガティブリスト外の外商投資プロジェクト及び外商投資企業の設立・変更には、事前の審査認可が要求されず、届出方式が適用されることとなりました(届出方式の詳細は後述)。

なお、ネガティブリストに列記されている項目数は、従前の上海自貿区における2014年版の139項目から、122項目へと若干減少しています。今回公布されたネガティブリストにおいて除外された(つまり、事前の審査認可が不要となった)業種、領域は以下の通りで、概ね2015年4月から施行された「外商投資産業指導目録(2015年版)」における改訂内容を反映したものと考えられます<sup>1</sup>。

【ネガティブリストから除外された項目】

| 業種        | ネガティブリストから除外された項目   |
|-----------|---|
| 製造業       | 農業副食品加工業、酒・飲料および精製茶製造業、化学原料および化学製品製造業、医薬製造業(漢方薬を除く)、汎用および専用設備製造業、電気機械および器材製造業   |
| 建築業       | 都市地下鉄、軽便鉄道等の軌道交通の建設、経営  |
| 卸売および小売業  | 穀物・綿花の卸売、オーディオ・ビデオ製品、農薬等の販売、書籍・新聞・定期刊行物のチェーンストア経営、ガソリンスタンドの建設および経営、直売およびオンライン販売 |
| 情報技術サービス業 | 経営類電子商取引  |
| 金融業       | 保険仲介機構(保険ブローカー、代理、査定会社)、証券投資コンサルティング機構  |
| 不動産業      | 高級ホテル・高級オフィスビル・国際会議センターへの投資、不動産の二級市場取引  |
| ビジネスサービス業 | 人材仲介機構、国外旅行業務に従事する旅行会社  |

3. 自貿区外商投資届出手続き

今回の「自貿区外商投資届出管理弁法(試行)」(以下、“届出管理弁法”と表記)は、商務部が、届出手続きの詳細を規定したもので、5月8日より、上海を含む、すべての自貿区で施行されています。

届出管理弁法の適用範囲は、外国投資者による自貿区へのネガティブリスト外の領域へ投資する場合の外商投資企業の設立・変更等です。

外国投資者が自貿区において投資、企業を設立する場合の手続きは以下の通りです。

①企業名称審査認可通知書を取得

②オンライン届出の実行

(投資の実行前または投資実行日から30日以内に自貿区一括受理窓口(ウェブサイト)にログインし、「自貿区外商投資企業設立届出申告表」をオンラインで記入、提出する)

<sup>1</sup> 2014年版ネガティブリストの詳細は、「デロイトトーマツチャイナニュース Vol.1140」(2014年7月号)を参照のこと。

届出機構は3営業日以内に届出を完了し、外国投資家または外商投資企業に通知することとなっています。また、届出管理弁法が適用される外商投資企業は、以下の事項についても、投資の実行前または投資実行日から30日以内に、所定の申告表を利用しオンライン届出を行うことができます。

- ① 投資総額の変更 ② 登録資本金の変更 ③ 持分、合作の変更または譲渡 ④ 持分への質権設定
- ⑤ 合併、分割 ⑥ 経営範囲の変更 ⑦ 経営期間の変更 ⑧ 経営期間満了前の終了
- ⑨ 出资方式、出資期限の変更 ⑩ 中外合作企業の外国投資者による投資の先行回収
- ⑪ 企業名称の変更 ⑫ 登記住所の変更

全体方案では行政手続きのワンストップサービス化が明記されていますので、企業設立後の関連部門での手続窓口も統一されると考えられます。

#### 4. 自貿区の戦略的位置づけ

広東、天津、福建自貿区における各種の改革措置には、3年から5年間の試行期間が設定されており、スピード感のある改革が期待されます。また、天津自貿区ではその改革が他の地域に“複製、拡大可能”であることが全体方案においても強調されており、一定の試行期間を経て、自貿区の改革が全国に拡大される可能性が高く、今後の動向を注視する必要があります。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、税理士法人トーマツおよびDT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,900 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 210,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2015. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.